

三島市学校教育振興基本計画

平成 25 年度～平成 34 年度

後期5か年行動計画 平成 30 年度～平成 34 年度

三島のせせらぎのような「清らかさ」
箱根の大地のような「たくましさ」



豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成

平成 30 年 3 月

三島市・三島市教育委員会

目 次

スローガン.....	1
施策の体系.....	2
基本施策1 幼児教育の向上	
基本方針1-1 幼児教育振興プログラムの推進.....	3
基本方針1-2 幼稚園教育の充実.....	5
基本方針1-3 家庭・地域との連携強化.....	6
基本方針1-4 特別支援教育の充実.....	8
基本施策2 小中学校における教育の充実	
基本方針2-1 心の教育の推進.....	9
基本方針2-2 確かな学力の育成.....	12
基本方針2-3 生徒指導や特別支援教育等の充実.....	15
基本方針2-4 信頼される学校づくり.....	17
基本方針2-5 健やかな体の育成.....	19
基本施策3 教育環境の整備	
基本方針3-1 教育施設・設備の整備.....	22
基本方針3-2 命を守る学校環境づくり.....	25
数値目標一覧.....	28
用語説明.....	30

(さんワイ・エム)
スローガン「3Y・M*」

豊かで 行き届いた 夢のある教育を
実現するまち、三島

三島市は、これまで取り組んできた環境先進都市・食育先進都市を礎に、新たに取り組むスマートウェルネスシティとしての特性を活かしながら、「豊かな感性と確かな学力を持つ、心身ともに健康な子どもの育成」とした学校教育の基本理念のもと、一人一人の子どもに、学校と行政、家庭、地域の連携による行き届いた教育を実践します。

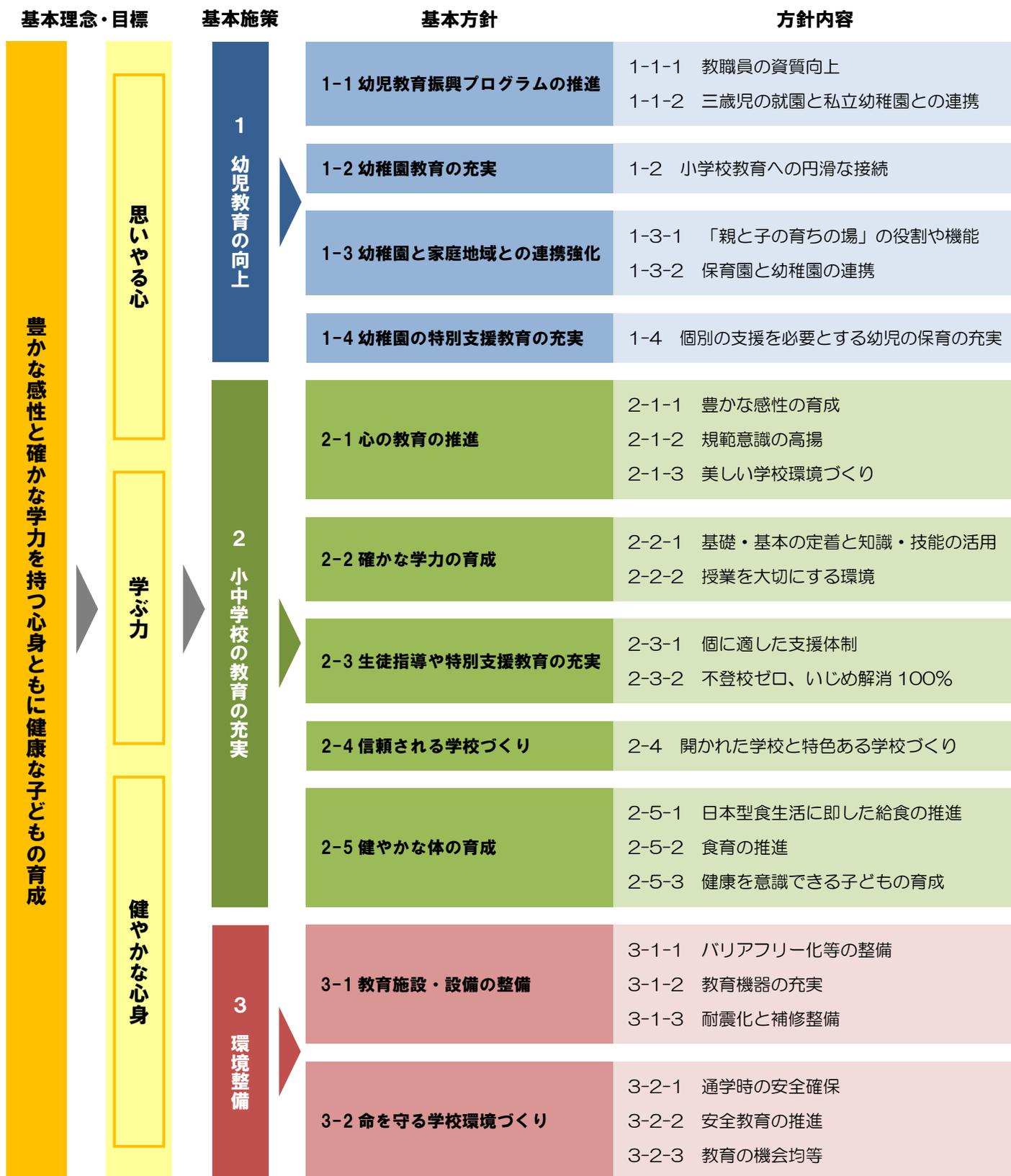
また、そこで学ぶすべての子どもたちに、昨今の教育的諸問題に対応していくための、「確かな学力」と「健やかな心身」を養うべく、何よりも「心の教育」を柱に、徳・知・体の調和のとれた教育を行うことで、生きる力を育みます。

さらに、三島市が独自に推進している環境教育、キャリア教育、食育、防災教育などを通して、子どもたちの豊かな感性を伸長し、市内を流れるせせらぎのような清らかな心を育むとともに、夢を持って国際社会などで活躍する、箱根の大地のようなたくましさを育てていきます。

*3Y・M (さんワイ・エム) とは…

豊かで (Yutakade) 行き届いた (Yukitodoita) 夢のある (Yumenoaru) 教育を実現するまち、三島 (Mishima) を略称で示したものです。

施策の体系



基本施策1：幼児教育の向上

1-1：幼児教育振興プログラムの推進

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・素直に感動する清らかな心を育み、自分を信じて困難なことを乗り越えようとするしなやかでたくましい心を培う教育内容の充実を図っていく。
- ・幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即した教育課程*を編成していく。また、実施した結果を反省、評価し、次の編成に生かしていく。
- ・一人一人の特性に応じて、幼児期にしかできない経験とふさわしい生活を保障し、遊びを通して人間関係や規範意識、体力など、総合的な指導を推進していく。
- ・園の教育課題をふまえた園内研修を通して教職員の指導力向上を図っていく。
- ・県・市主催の研修会や他園の研究発表会への参加等、園外の研修機会の拡大及び研修内容の充実を図っていく。
- ・社会の変化に対応する課題をテーマにした研修を取り上げ、実施していく。
- ・教育の質を保障し、さらなる向上を図るための学校評価を実施していく。
- ・障がいのある幼児に関する教職員の専門性の向上、カウンセリング能力の向上を図っていく。

1-1-1

職員の資質向上に努め、幼児期の豊かな心を育む保育の充実を図ります。

●主な取組

- 教育課程編成の見直し改善
- 園内研修
- 園長研修会
- 主任教諭研修会
- マネジメント研修会
- 初任者研修会
- 2～5年研修
- 特別支援教育コーディネーター研修会*
- 支援サポート養成研修会
- 学校評価（自己評価・学校関係者評価*）

●後期5か年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
新教育要領に基づく教育課程編成	園長会と共同で作成	実践	→		
ステップアップ研修 (3年～5年目以外の教員)	5%	8%	8%	10%	→
「園生活が楽しいようだ」と感じる保護者の割合	99%	100%	→		
サポート研修会の充実	年2回実施 1回は悉皆研修	→			

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 保護者の要望や必要に応じて私立幼稚園の情報を提供していく。
- 入園受付状況報告会において、抽選の結果によっては、私立幼稚園の選択に伴い、就園奨励事業（補助金制度）*を受けることが可能であることを情報提供していく。
- 待機となった保護者に対し、必要に応じて、私立幼稚園の情報提供していく。
- 認定こども園の設置について検討していく。



1-1-2

市立幼稚園の適正な規模や配置を検討する中で、入園を希望するすべての3歳児が幼稚園に就園できるように、私立幼稚園との連携を図っていきます。

●主な取組

- 私立幼稚園入園状況の情報収集 ○市教育委員会の学校教育課の窓口での情報提供※
- 待機が決定した保護者への私立幼稚園情報提供 ○認定こども園設置検討委員会（仮称）



●後期5か年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
市立幼稚園の現状把握と認定こども園についての検討	他市町視察	検討	→		

※平成26年4月より主管課が「社会福祉部子ども保育課」に変更された



1-2:幼稚園教育の充実

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・小学校入学前の主に5歳児を対象として、幼児同士が教職員の援助のもとで共通の目的・挑戦的な課題など一つの目標を作り出し、協力工夫して活動する「協同的な学び」の取組を推奨していく。
- ・教職員一人一人が幼児期の教育から小学校教育を見通すことができる資質や専門性を身に付ける研修を推進していく。
- ・幼稚園の教職員と小学校の教職員の合同研修等を通じて相互理解を深め、情報の共有化と合同活動を奨励していく。
- ・モデル地区を中心に幼保小中連携教育の推進を図っていく。
- ・適切な就学支援（就学指導）を進めていく。
- ・幼児の生活や遊びの連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育と、小学校教育への滑らかな接続を図っていく。
- ・その時々教育課題や教育内容、方法を明らかにし、幼児期にふさわしい生活や遊びを重視した教育課程の編成、評価、実践を図っていく。
- ・「生きる力の基礎を培う」教育実践を、教職員間で共通理解や情報交換を図りながら連携し、進めていることを、保育参観や園だより等を通して、保護者に具体的にわかりやすく情報提供していく。

1-2

幼児の発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させるとともに、小学校との相互理解を深め、小学校教育への円滑な接続を図ります。

●主な取組

- 接続期のカリキュラム作成及び検討委員会
- 幼保小中連携教育推進委員会
- 幼小連絡会
- 学校経営研修
- 教員による保育研究会
- 就学支援委員会（就学指導委員会）*
- 保育・授業参観
- 園児・児童の交流活動
- 学校施設の利用
- 通信・保護者会・懇談会等での情報提供

●後期5か年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
幼保統一カリキュラムの実践	各園実践（随時改善）				
幼保職員の交流	幼保合同主任研修2回実施、すくすくプランプロジェクトでの意見交換				
幼小の連携の拡充	幼保小中連携教育推進委員会、各ブロックでの交流				

1-3: 幼稚園と家庭・地域との連携強化

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 日頃から、気軽に相談できる体制づくりを図り、保護者が子育てについて自由に情報交換できる機会を提供していく。
- 各機関・機能を有効活用し、子育てに関する相談や情報提供、支援対象児等に向けての育児講座の実施など、様々な子育て支援事業をさらに推進していく。
- 事業に参加できない保護者に対して、多様な情報提供手段を探り、情報の共有化を図っていく。
- 未就園児や保育体験学習の中高生、地域の人々等、幅広い年齢層との多様な交流を通じ、社会性や人間性を育てていく。
- 幼稚園での保育参観会やイベントなど、保護者が教員と気楽に交流できる場を設け、親子の感動体験を共有できる場づくりを推進していく。
- 家庭教育で育む基本的なルールやしつけの重要性について、再認識することを促すための学習機会を提供していく。
- 保護者向けの子育て講座等の学習機会を設定し、保護者の育児力向上を支援していくとともに、家庭教育の大切さを啓発していく。



1-3-1

幼稚園の生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえて、地域の実態や保護者のニーズに応じた子育て支援を実施し、「親と子の育ちの場」となるような役割や機能の充実を図ります。

●主な取組

- 子育てフリートーク、学年フリートーク、誕生会フリートーク
- 高齢者施設との交流、地域行事（祭り等）への参加
- 地域の公共機関、産業等の見学体験
- 地域の人材活用、読み聞かせの会、保護者ボランティア活動
- 子育て講座、子育て相談会 ○幼稚園フェア ○放課後園庭開放、幼稚園見学会
- 親子遊びの会、親も遊ぼう会、サークル活動、保育参加の会



●後期5か年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
未就園児向け保護者相談会の実施	年5回実施	年5回以上実施	→		
地域コミュニティ連絡会での各園の情報提供	年1回	各園で地域だより配布 →		年2回	→

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・幼稚園と保育園間の人事交流を通して相互の違いやよさを研修し、実践力の強化につなげていく。
- ・幼稚園・保育園それぞれの所管する部署と互いの情報を共有化し協力体制を築いていく。
- ・教職員と保育士との合同研修を深め、資質向上を図っていく。（職員間で目標や理念の共有化。教育課程や保育課程など指導内容の共通理解。）
- ・幼児期の教育施設として、今後も円滑な園運営や教育体制づくりを進めていくために、幼保学年会議、運営会議をさらに充実させていく。

1-3-2

錦田こども園において、保育園と幼稚園の連携した幼児教育を行っていきます。

●主な取組

- 幼稚園教諭・保育士人事交流研修
- 幼保合同研修会
- 幼保園児交流会
- 運営会議（療育支援室・保育園・幼稚園）、幼保学年会議
- 子育て相談会
- 育児講座

●後期5か年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
錦田こども園運営会議 （幼・保・支援室）	月1回	→			
錦田幼稚園保育園 学年別定例会議	月1回	→			
幼保園児交流の拡充	各園にて交流				



1-4: 幼稚園の特別支援教育*の充実

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・障がい*についての理解を深めるために、教職員の資質向上を目的とした園内外の研修機会の拡大を図っていく。
- ・障がいについての理解を保護者や地域にも求め、幼稚園を中核に社会全体で対象児を育てていく環境づくりに努めていく。
- ・家庭教育相談日を活用し、障がい児を持つ保護者の悩み相談や心のケアを図っていく。
- ・サポート職員を対象にした研修を深め、特別支援教育に関するスキルを向上していく。
- ・療育支援室と連携し、臨床心理士による発達障がい児及びその保護者のための療育と相談を進めていく。
- ・相談事例を私立幼稚園や保育園にも紹介し、療育支援室の活用の拡大を図っていく。
- ・園内に支援相談の担当者を分掌として位置づけ、療育支援室と連携して、支援対象児が事前に幼稚園生活を体験したり、保護者が気軽に相談したりできるようにしていく。
- ・療育支援室との交流を進め、幼稚園に通園する支援対象児やその保護者への対応が、円滑にできるようにしていく。

1-4

職員の専門的知識の習得や保育技術の向上に努め、個別の支援を必要とする幼児の保育の充実を図ります。施設の安全面や個別指導に配慮した支援者の配置などの検討を進めます。

●主な取組

- 特別支援教育コーディネーター研修会
- 三島市発達障がい療育支援専門講座（スキルアップ研修会）
- 特別支援サポート職員のスキルアップ
- 個別の教育支援計画の作成（園児・保護者に対して）
- 家庭教育相談日の設定 ○療育支援室との連携強化

●後期5か年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
療育支援室との連携	就園指導の連携体制確立 入園児面接の協力 在園児指導 特別支援児サポート研修				
療育支援室へ 幼稚園教諭派遣	派遣職員による講演				
臨床心理士による 巡回相談*	各園年2回 全24回				
家庭教育相談の実施	月1回に加え、保護者からの要望、園からの要請によって随時実施				

基本施策2:小中学校における教育の充実

2-1:心の教育の推進

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 道徳的資質の基盤を育むことを目標に、全教育活動における道徳教育を今後も実践し、地域の人材を活用したり授業を公開したりして、家庭や地域との連携をいっそう深めて道徳的実践力*を育成していく。
- 教職員に気軽に相談できる時間を確保するとともに、スクールカウンセラーによる教育相談だけでなく、スクールカウンセラーと教職員が連携した教育相談体制を確立できるように取り組んでいく。
- 職業を知り、勤労を重んじ、進路を選択する能力を養うためのキャリア教育*を推進する。特に小学校についてはキャリア教育の重要な基盤となることから、各教科等を通して挨拶や係活動、職場見学などを行い、友達づくりや中学校への準備などをしていく。
- 小中学校で職業調べや職場見学、職場体験、職業講話等を行い、各学校はこの取組を家庭や地域で共有できるよう発信し、夢を持ってたくましく生きる力を育成していく。
- 各小中学校の実情に応じて、心が通うコミュニケーションのきっかけとなる気持ちのよい「あいさつ（おはよう・ありがとう等）」の習慣化のために、PTAや地域を巻き込んだ取組を工夫し、清らかな心を育てていく。
- 文化・芸術活動等の豊かな体験活動や充実した学校行事等において、様々な「ひと・もの・こと」と関わり、認められたり励まされたりすることを通して、児童生徒の自己肯定感を高めていく。
- 各小中学校の実情に応じて、学校図書館担当者が図書館司書（学校司書）と連携し、より本に親しむことのできる読書環境を整備することを通して心豊かな児童生徒を育成していく。

2-1-1

道徳教育をはじめ、環境教育、キャリア教育、食育、防災教育など、教育活動全般を通して、子どもたちの豊かな感性の育成を図ります。

●主な取組

- 全教育活動における道徳教育の実践
- 環境教育、キャリア教育（ゆめワーク三島）、食育、防災教育
- 学校の実情に応じた体験学習と学校行事の充実
- 学校の実情に応じたコミュニケーションスキルを高める取組
- 学校保健事業
- 部活動振興事業
- 学校図書館振興事業

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
地域に公開する道徳授業の実施（小中学校）	授業公開 100%		授業公開及び地域人材等の活用 100%		
小学校における各教科等を生かしたキャリア教育の推進（小学校）	全体計画(目標・指導内容)の見直し・改善				
生き方(進路)を考えたようになったと感じている生徒の割合（中学校）	中学校 75%以上		中学校 80%以上		中学校 85%以上
図書館・図書室を週に1回以上利用する子の割合(小6・中3)	小：30% 中：20%		小：35% 中：20%		小：40% 中：25%
	学校司書と図書担当教員と連携強化				

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 道徳の授業参観等を通して、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進し、規範意識、自他の生命を尊重する心、社会に積極的に関わろうとする意欲を高めていく。
- 1学級の人数を減らすような国・県の施策を受け、以前と比較して少人数の授業が成立しやすくなっているため、生徒指導が機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成）する授業の実現を進めていく。
- 全教育活動で少人数（小グループ）で学習したり話し合ったりする場を意図的に設定し、児童生徒の所属意識や規範意識を高めていくとともに、懇談会やPTA活動を通して、家庭との連携を図っていく。
- 生涯学習課と連携して、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、講座の開催、父親の家庭教育への参加の啓発、PTA活動の支援、親学の啓発などを通して家庭教育への支援を行っていく。

2-1-2

少人数指導を進めるなかで、集団での指導の意義を再認識し、規範意識を高めます。

●主な取組

- 教育的ニーズに応じた授業改善
- 全教育活動における道徳教育の実践
- 小グループ活動の充実
- 小学校低学年支援員配置事業
- 学校支援員配置事業

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
学校が楽しいと感じる児童生徒の割合	小：90% 中：90%				小：93% 中：90%以上
ルールやマナーを守って生活していると感じる保護者の割合	86%	87%	88%	89%	90%以上

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・環境マネジメントシステム*に則り、花があふれる潤いのある校地を整美する「花育」を推進することにより、美しいものに素直に感動する清らかな心を育成していく。
- ・自然の神秘さに目を見はる感性を育んだりする「環境教育」を推進することにより、持続可能な社会づくりのための意識を高めていく。

2-1-3

学校環境をきれいで魅力的なものに改善し、学校の美しい環境づくりを進めるために、学校花壇や運動場の整備を推進します。

●主な取組

- そよかぜ学習（環境教育）
- 美しい学校環境づくり（花育）をめざした学校独自の取組
- 各種花壇コンクールの参加
- 地域ボランティア団体等との連携

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
美しい学校環境づくりをめざした取組	全校実施				
各種花壇コンクールへの参加率の維持	100%参加				

2-2:確かな学力の育成

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 子どもたちに確かな学力を育成するため、教職員研修の充実に努め、授業改善に取り組んでいく。
- 校内研修の実情に応じて三島市教育委員会学校教育課指導主事が訪問要請に応え、授業力の向上などについて指導・助言をしていく。
- 毎年、幼稚園、小中学校を対象に研究校を指定し、発表会を通して市内全校に研究の成果を広め、よりよい教育活動を推進していく。
- 図書館司書（学校司書）と連携した学校図書館利用により、子どもたちの主体的な調べ学習の支援をしていくために、司書教諭や図書館司書（学校司書）の研修内容を充実していく。
- 家庭学習に継続的に取り組むことは、学校での学習内容の定着や自ら進んで学ぶ習慣につながるため、家庭学習の大切さについて啓発し、家庭と連携して取り組めるよう支援していく。
- 学力、体力、生活力等の二極化傾向が顕著な現状を踏まえ、小学校初期段階の対応として小学校低学年支援員を配置していく。また、年齢にかかわらず支援を要する児童生徒の対応として学校支援員を配置し、すべての困っている児童生徒に行き届いた教育を実現していく。さらに、家庭に啓発することで家庭教育力の向上をめざす。
- 国際社会で活躍する人を育成するべく外国語教育を充実させるため、全幼稚園、小中学校に、ALT（外国語指導助手）を派遣していく。
- 三島市においては、幼稚園児から小学4年生まではALTが開発した教材を使い、ALTとともに授業を行っていく。
- 小学5、6年生については、文部科学省から発行された教材を使って担任が授業を行う中で、ALTとの連携を図っていく。
- 教職員を対象にしたスキルアップ研修の中に、小学校外国語活動を設定し、ALTとのTTT*による授業の効果を上げるための研修を実施していく。

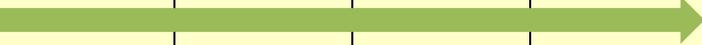
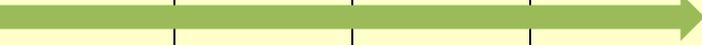
2-2-1

小学校低学年支援員を活用し、落ち着いた学校生活の定着を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導に努め、「基礎・基本の定着」と「知識・技能を活用する力の育成」を図ります。

●主な取組

- 小学校低学年支援員配置事業
- 学校支援員配置事業
- 三島市指定研究事業
- 教科等指導リーダー研修会
- 学校要請訪問
- 学校図書館振興事業
- 小学校英語活動推進事業

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
授業がわかり、テストや成績が目標に達したと答えた子どもの割合	小：82% 中：60%		小：83% 中：62%		小：85% 中：65%
全国学力・学習状況調査結果が全ての教科で全国を上回る率	小：100% 中：100%				
授業力向上に向けた市指導主事による学校訪問の拡充	85回以上				
市単独の学校支援員の配置率	57人以上		60人以上		
三島市教科等指導リーダー研修会を通して授業改善、授業力向上したと感ずるリーダーの割合	80%		90%		100%

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・学校運営や業務の見直し、改善を推進していくことで、教職員が授業の準備をする時間や、子どもと向き合う時間の確保をしていく。
- ・教育課程編成や会議の工夫、校務の分散化等を行うことで教職員の負担感を軽減し、誇りを持って職務を遂行できるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を大切にしていける。
- ・事務処理に要する時間を効率的にするために、市内全小中学校へ通知票・成績処理システムを導入し、日々の教育活動に対する評価が通知票作成に直結するようにしていく。
- ・外部のサーバーにデータを一元管理して安全性を確保し、成績や出席簿の扱いについてもこのシステムを利用することを検討していく。
- ・三島市教育情報ネットワークの多用途の活用方法を研究し、現在行われている予定黒板の記入、会議等での紙媒体の利用等を縮減していく。このことにより教職員の子どもの向き合う時間を確保するとともに、環境への配慮としていく。
- ・電子黒板とデジタル教科書について、教科の特性を踏まえた視覚的及び聴覚的な効果を探り、効果的なものを活用していく。



2-2-2

子どもと向き合う教師の時間を重視し、授業を大切にできる環境づくりに努めます。

●主な取組

- 小学校低学年支援員配置事業
- 学校支援員配置事業
- イントラネット活用事業
- 通知表検討委員会
- 小学校英語活動推進事業
- 学校運営・業務検討会

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
三島市教育情報ネットワークの多用途の活用推進	改良・改善 →				
電子黒板利活用の推進 （授業で積極的に活用している教員の割合）	90%	→	95%	→	100%
学校運営・業務改善に関する取組実施	県モデル校 成果と課題 の検証	実施内容の検討・実施 →			



2-3:生徒指導や特別支援教育等の充実

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・児童生徒が自分らしさを発揮し、生き生きと生活できる学校をめざすために、「生徒指導が機能（生徒指導の三機能＝自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成）する授業」を実践していく。
- ・家庭に起因する問題行動や不登校の改善に対応するため、関係機関との連携を図り、三島市問題行動担当者会、三島市不登校児等担当者会における研修協議、三島市生徒指導四者会や三島市不登校児等相談月間等の関係機関との連携を充実させ、多面的な指導に取り組んでいく。
- ・不登校児童生徒に対応するため、小中学校の不登校個別支援体制を機能させるとともに、青少年相談室相談員及び、適応指導教室（ふれあい教室）*指導員による学校訪問を推進し、学校、家庭のバックアップ体制を確立していく。
- ・「特別支援教育推進事業（巡回相談等）」の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応えるための支援方法を、教職員や保護者に伝達していく。また、保護者の了解を得た上で専門的な検査を実施し、対象となる児童生徒の特性をより深く理解して指導・支援に生かしていく。
- ・専門家チーム会議*では、各小中学校や保護者から挙げた学習や生活上困難な事例について検討し、実際の具体的な指導・支援に生かしていく。
- ・特別支援教育コーディネーター研修会では、「療育支援室」で活動している職員を特別支援教育コーディネーター研修会に講師として招くなどして、療育の方法等を学べる実践的な研修の機会を設けるとともに、「療育支援室」との連携を深めていく。

2-3-1

不登校や非行、特別な支援を必要とする子どもたちへの個に適した支援体制を強化します。

●主な取組

- いじめ・不登校対策事業
- 三島市問題行動等担当者会
- 特別支援教育推進事業
- 学校と警察の児童生徒健全育成に関する連絡会
- 特別支援教育コーディネーター研修会

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
スクールソーシャルワーカーの学校派遣回数	250回以上	→			
ふれあい教室指導員・青少年相談室相談員の学校訪問回数	100回以上	→			
特別支援教育に係る巡回相談の拡充	年155回以上	三島市発達支援センターとの連携 →			
幼保小中高合同特別支援教育コーディネーター研修会の充実	幼保小中高の連携強化に向けての準備 →		市内全幼保小中高合同特別支援教育コーディネーター研修会の実施 →		
	幼保小中高特別支援学校の連携強化				

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・不登校児童生徒に適切に対応するための学校における相談体制を充実させ、ケース会議を開催する等学校体制で取り組むとともに、三島市不登校児等担当者会における研修協議を充実させ、不登校児童生徒の持つ環境や背景への対応について検討していく。また、不登校の未然防止、早期発見・早期対応を可能にするために、日常の児童生徒の見取りを充実させ、児童生徒の実態把握に努めるとともに、良好な人間関係づくりのための取組を計画的に行っていく。
- ・いじめは、「どの学校でもどの子にも起こり得る問題である」ことを十分認識し、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう児童生徒理解を進めたり、生活アンケートや教育相談を充実させたりすることで、早期発見・早期対応に努めていく。また、「いじめは人間として絶対許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、保護者や地域に対して、いじめに対する学校の明確な対処方針を示していく。
- ・学校におけるいじめ対策委員会を充実させるとともに、問題行動担当者会、中学校生徒指導主事会、小学校生徒指導主任会における研修協議を充実させ、いじめの表れ、いじめへの効果的な指導等を検討する。
- ・日常生活の中での児童生徒の見取りを十分行うとともに、生活アンケート等を通して児童生徒の抱える問題を把握し、教職員が個々の児童生徒に対して積極的に声を掛けていく体制作りに努める。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングや教職員による学校の教育相談体制を充実させ、問題の早期発見・早期対応を可能にするるとともに個に対する支援を強化していく。

2-3-2

不登校ゼロといじめの早期発見、解消率 100%を目指します。

●主な取組

- いじめ・不登校対策事業 ○三島市生徒指導四者会
- 三島市不登校児等担当者会 ○三島市不登校児等相談月間
- 三島市小学校生徒指導主任会、三島市中学校生徒指導主事会

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
不登校出現率 H28 県：小 0.58% H28 県：中 3.26%	小：0.8% 中：3.0%	小：0.7% 中：3.0%	小：0.7% 中：2.8%	小：0.6% 中：2.8%	小：0.3% 中：1.5% 小：0.6% 中：2.6%
いじめのない学級づくり をしていると感じている 子どもの割合	小：85% 中：80%	→	小：87% 中：81%	→	小：90% 中：82%
いじめの解消率 (一定の解消を含む)	小：95% 中：85%	→	小：97% 中：90%	→	小：99% 中：95%

2-4:信頼される学校づくり

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 学校のランドデザインなどを、学校だより、学年だより、学級だより、学校ブログを通じて積極的に発信し、保護者や地域に学校の教育活動や方針を理解してもらい、その上で連携をとりながら、互いに交流できる機会をつくっていく。なお、学校ブログへのアクセス数を増やすために、学校だよりなどにQRコードを載せ、携帯電話等（スマートフォン等）からもアクセスが容易にできるようにする。
- 各学校が学校経営目標を具現化するために、学校評価制度を十分に活用し、PDCAサイクル*を機能させた組織的・継続的な学校運営を行う。また、学校関係者評価会議を通して、保護者や地域の願いを組み入れ、魅力のある学校づくりを推進していく。
- 子どもや保護者からの相談をしっかりと受け止め、親身になって相談活動を行う、いわゆる信頼できる教職員がいる学校を、これまで以上に構築していく。
- 学校への意見や要望をじっくりと聞き、学校への信頼感と期待感を向上していく。しかしながら、学校運営に支障が生じるような要求の場合は、関係機関と連携し、適切な対応をしていく。
- ICT*を会議の進め方や議案の提案方法などで活用することによって、学校の運営改善を行い、教員が本来の職務である「子どもと向き合う活動」に専念できるようにしていく。
- 学校が実施している様々な事業や企画について、目的を達成したものや時代の流れにそぐわないものは取り止め、児童生徒の実態に即したものに入れ替えていく。
- 読み聞かせ活動や部活動の外部講師（外部指導員）、キャリア教育など、子どもたちが保護者や地域の方々と関わることができる機会を計画的に作っていく。
- 子どもたちに、地域の防災活動や清掃活動、祭典など、地域の活動を周知し、積極的に参加するように指導するとともに、命にかかわる防災活動については、優先して参加できる環境を整備し、地域と子どもを繋ぐ絆づくりを広めていく。
- 「スマートウエルネスみしま」の中の「きずなづくり」を、地域の教育力を向上させるための一つの手段として捉え、様々な取組に協力していく。

2-4

学校評価を生かして学校運営の改善を図り、地域や家庭から信頼される「開かれた学校」と「特色ある学校づくり」を一層推進します。

●主な取組

- 三島市公立学校管理規則第26条第2項関係：学校評議員の設置
- 三島市公立学校管理規則第26条第3項関係：学校評価の実施
- 学校運営改善の推進 ○外部講師招聘事業

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
学校のグランドデザインを知っている保護者の割合	小：85% 中：85%	→	小：90% 中：90%	→	
相談にのってくれる教職員がいると感じている保護者の割合	小：87% 中：80%	→	小：89% 中：85%	→	小：90% 中：90%
学校の対応は丁寧であると感じている保護者の割合	小：97% 中：92%	→	小：98% 中：95%	→	小：100% 中：100%
地域やPTAの活動に参加した子どもの割合	小：75% 中：67%	→	小：80% 中：69%	→	小：85% 中：70%



2-5: 健やかな体の育成

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 朝食摂取の習慣化を今後も進め、さらに栄養バランスの整った朝食摂取も推進していく。
- 農業生産者との連携をさらに深め、学校給食の食材には、安心・安全な地場産物の使用を推進していく。
- 学校給食の献立には、三島市に昔から伝わる伝統的な食事や行事食を積極的に取り入れていく。（七草がゆ、七夕献立等）
- 給食時間に栄養教諭や栄養士等各教室を回り、献立の説明等を行うなどして、食育指導を担任と連携して進めていく。

2-5-1

健康な体をつくるために、安全・安心な地元産食材を使用し、日本型食生活に即した給食を推進します。

●主な取組

- 担任や栄養教諭（栄養士・栄養職員）、食育担当による給食指導
- 栄養士定例研修会（献立検討、給食室の運営について）
- 栄養士夏期研修会（新メニューの開発）
- 調理員研修会（技術向上研修）
- 衛生管理研修会（栄養士・調理員合同）
- 学校給食お便り検討会
- 残食検討委員会〈年間2回〉
- 学校ブログでの献立や食材産地の紹介（家庭への啓発）
- 生産者との交流会（生産者が学校を訪問する）
- 朝食調査の実施
- ふるさと給食週間、学校給食週間

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
栄養バランスの整った朝食の摂食率	小：70% 中：65%		小：71% 中：68%		小：73% 中：70%
給食における地場産物の使用率	35%以上				
給食の残食率	小：1% 中：7%				

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・各学校独自の食育全体計画と学年別食育年間計画を作成し、各教科の教材と食育の関連を意識した授業実践をしていく。食育外部講師による出前講座として、健口教室、健骨教室、味覚教室（だし教育）、食農体験等を利用していく。
- ・担任・栄養教諭や学校栄養職員・市の栄養士栄養教諭（栄養士・栄養職員）・食育担当者は、給食を生きた教材として活用し、献立や食品、食事のマナーや配膳等について給食時間や学級活動等の中で指導していく。
- ・栄養教諭や栄養士と教科担任とが連携し、食事バランスガイド模型を利用するなどして、TT等の授業を積極的に実践していく。また、授業での子どものあられや食育における学校での取組について保護者に伝えていく。

2-5-2

学校給食を生きた教材として活用し、栄養教諭等と協力して食育を推進します。

●主な取組

- 食育外部講師招聘事業
- 担任や栄養教諭・栄養士・食育担当等による給食時間の指導
- 教科担任と栄養教諭・栄養士によるTT授業

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
食育外部講師招聘事業	幼小中 50 講座以上	→			
栄養教諭（栄養士・栄養職員）による授業への関わり	担任との連携 による授業実 践の充実	小：100% 中：50%	中：80%	→	中：100%

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・自分の目標に向かって取り組むことができる体力づくり活動を推進していく。また、体育授業において子どもの発達段階に応じた基礎体力づくりを取り入れるなど、授業の積極的な改善をしていく。
- ・子ども自らが、自分の健康を自分で把握できる力が身に付くように、朝の健康観察を充実していく。
- ・県教委が主催する体力アップコンテストに参加した小学校及び入賞した小学校について称賛していく。

- 全校で学校保健委員会を実施し、子どもの心身の健康について課題を共有し話し合う場となるようにしていく。
- 市が行っている運動に関するイベント等を子どもに周知し、積極的に参加するよう働きかけていく。
- 新体力テストを実施し、三島の子どもの体力についての課題等について検証していく。
- 中学校部活動における外部コーチ（外部指導員）の積極的な活用を進めていく。
- 県教委が主催する中学校武道必修化にともなう教職員研修や、市教委が主催する三島市教科等指導リーダーによる保健体育の授業研究会を通して、安全指導研修を実施していく。

2-5-3

生涯にわたって健康を意識できる子どもの育成をめざした取組を推進します。

●主な取組

- 朝の会等での健康観察 ○体育授業の改善
- 三島市教科等指導リーダーによる授業研究会 ○体力テスト実施と検証
- 部活動振興事業 ○学校保健委員会

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
学校保健委員会の充実	全校年1回 開催・活動内 容の見直し	→			
中学校部活動振興事業(部活動外部指導員人数)	40人	→	45人	→	50人
中学校部活動検討委員会(部活動指導員制度等)	委員会設置 準備	委員会開催	→	報告	実施



基本施策3:教育環境の整備

3-1:教育施設・設備の整備

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・児童生徒等の健康な生活と安全を十分確保し、安全で快適な空間とするために、教室などの環境を整備していく。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちが安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、可能な範囲で校内を円滑に移動するためのスロープや、エレベータ等の整備、トイレのバリアフリー化に取り組んでいく。

3-1-1

教育施設のバリアフリー化や特別な支援を必要とする子どもたちの教育環境を整備します。

●主な取組

- スロープ等設置事業
- トイレのバリアフリー化事業
- 空調設備等改修事業

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
スロープ等設置事業	屋内運動場入口等へのスロープ設置を推進				
トイレのバリアフリー化事業	2中学校の改修	1小学校の改修	2小学校の改修	1小学校 1中学校の改修	1小学校 1中学校の改修

施策の展開（平成25年～平成34年）

- ・ICTの活用による事務の効率化により、教職員が児童・生徒たちと向き合う時間を確保するとともに、高度情報化社会に対応する情報活用能力を持った子どもの育成を図ることは非常に重要であるため、平成20年度までに整備した全小中学校のコンピュータ機器類のリース期間満了に併せ、新しく再整備を図るとともに、更なる校務のシステム化を進めていく。
- ・児童・生徒の学習理解を高めるために有効とされるデジタル教科書及び電子黒板等の全小・中学校への導入を検討していく。
- ・児童・生徒たちに理科教育を通じて、科学的な知識、技能を習得させるとともに、工夫創造

の技能の涵養を図るため、理科教育振興法に基づく理科教育に必要な備品の整備を推進していく。

- 児童・生徒たちの読書活動を通じた学習活動を推進していくため、図書の継続的な購入整備による学校図書館の充実を図っていく。

3-1-2

教育の多様化に伴い、新たな教育に対応できるよう、教育機器の充実と教育備品の整備を推進します。

●主な取組

- 小中学校コンピュータ整備事業
- 理科教育設備整備事業
- 学校図書館図書購入事業
- デジタル教科書の全小・中学校への導入検討

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
教育用・校務用コンピュータ更新整備	<ul style="list-style-type: none"> •校務用パソコン更新（5小学校） •教育用パソコン更新（4小学校、7中学校） 	<ul style="list-style-type: none"> •校務用パソコン更新（5小学校） •教育用パソコン更新（5小学校） 	<ul style="list-style-type: none"> •教育用パソコン更新（5小学校） 	活用	
理科教育設備整備	2小学校 1中学校	2小学校 1中学校	2小学校 1中学校	2小学校 1中学校	2小学校 1中学校
教科書改訂に伴うデジタル教科書整備	活用 (現行教科書)	14小学校 (新教科書対応)	7中学校	活用	

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 平成23年度で学校施設の耐震補強工事が終了したが、新たに文部科学省から要請のあった屋内運動場や柔剣道場等の天井等の非構造部材の落下防止の耐震化対策を平成26年度から進めていくことになった。
- 施設の多くが建築されてから30年以上経過しているため、今後は、学校施設の状況を確認しながら計画的に老朽化した校舎・屋内運動場などの整備、改築をしていく。
- 学校施設は、地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、地域住民も利用することを考慮して整備していく。

3-1-3

老朽化した教育施設の補修整備などを計画的に実施していくとともに、避難所としての整備を関係課と共に進めます。

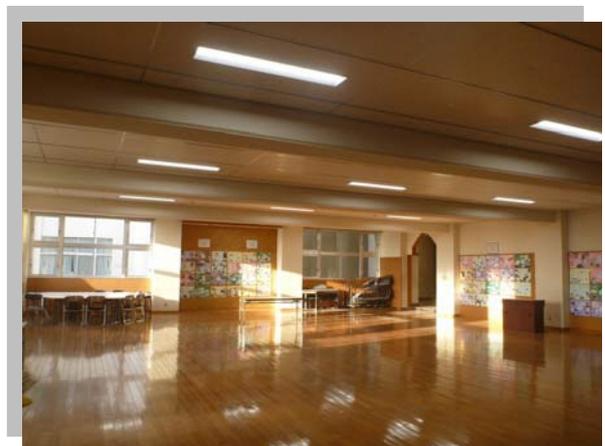
●主な取組

- 佐野小学校プール改築等事業
- 北上中学校柔剣道場建設事業
- 既存空調設備改修工事
- 避難所となっている小中学校の防災機能向上の検討・推進
- 教育施設への太陽光発電設備の設置
- 太陽光発電設備がある学校への蓄電設備の設置
- 天井等非構造部材の耐震化事業



●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
プール改築事業	検討	→			
太陽光発電設備の設置	検討	→			
受水槽取替工事	検討	→			
天井等非構造部材耐震化	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	4ヶ所	



3-2: 命を守る学校環境づくり

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 子どもが被害者となる事件や事故を防止するために、各小中学校での通学路の定期点検や通学路パトロールを継続していくとともに、警察、市地域協働・安全課、地域安全推進員、警察ボランティア、地域ボランティアによるスクールガード活動等と連携し、地域ぐるみの防犯活動を促進していく。
- 子どもが被害者となる事件を防止するために、「かけこみ110番の家」に対する子どもや保護者の認知度を高めていくとともに、地域住民への協力依頼を継続していく。
- 子どもの交通事故を防止するために、警察、市地域協働・安全課等と連携した小学校での交通教室、自転車マナーアップ教室を実施し、子どもの交通安全意識を高めていく。
- 通学路の安全を確保するために、安全点検や通学路整備、関係機関への要請、安全教室の実施などを盛り込んだ、通学路安全対策推進計画を作成していく。
- 通学路での交通事故防止のために、警察などの関係機関に対し、運転者の運転マナー向上のための啓発運動を推進するよう依頼していく。

3-2-1

児童・生徒の通学時における安全確保のため、各学校で定期的に通学路の点検を徹底するとともに、犯罪防止のために地域と一体となった活動体制を支援します。

●主な取組

- 通学路定期点検、通学路パトロール
- 下校告知の広報放送（午後3時）
- 長期休業中の帰宅を促す広報放送
- 防犯教室研修会
- 交通教室、自転車マナーアップ教室

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
スクールガード活動の常時化	常時活動 100人以上 維持	→			
自転車マナーアップ教室 実施校増加	5校	→			7校
通学路安全対策推進計画	第2次 計画実施	→		第3次 計画実施	→

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 子ども自らが判断して自他の命を守るように「防災教育」を推進していく。学校の立地条件から、延焼、液状化、地滑り、富士山噴火について、想定を一步超えた計画書を作成する。
- 災害後の学校再開に向けた取組を教職員が学んでいく「応急教育」を推進していく。そのために充実した防災等の計画書を作成し、それに沿った有効な訓練の実施を図っていく。
- 応急教育の推進を図る上で、中学生は援助をする立場であることを意識付け、地域での防災訓練に積極的に参加するよう促していく。
- 学校生活・日常生活の中における子どもの安全意識の向上を図るために、安全に関する指導等についての計画を策定し、市全体に有効な指導を行っていく。

3-2-2

子ども自らが判断して自他の命を守ることができる安全教育を推進します。

●主な取組

- 防災教育推進委員会
- 学校防災に関する実態調査
- 防災教育出前講座
- 防災教育推進のための連絡会議
- 通学時の安全計画の策定及び実施

●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
災害マニュアルの作成	各校マニュアルの見直しの実施				
中学生の地域防災への参加率	55%	→	65%	→	80%

施策の展開（平成25年～平成34年）

- 就学援助制度について、全家庭に学校だより等を通して周知するとともに、校納金が滞りがちな保護者には必要に応じて個別に対応していく。
- 三島市育英奨学金の未納者に対しては、未納が発生したごとに郵送や電話による催促を行うとともに、口座振替による返還を促し、未納の解消を図っていく。

3-2-3

子どもたちの教育機会の均等のため、必要な援助を行います。

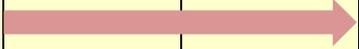
●主な取組

- 要保護及び準要保護児童生徒就学援助
- 三島市育英奨学金貸付事業



●後期5年行動計画（平成30年～平成34年）

年次計画	H30	H31	H32	H33	H34
三島市育英奨学金貸付 事業の維持	大学生 27人 高校生 2人	大学生 20人 高校生 2人	大学生 16人 高校生 2人		



数 値 目 標 一 覧 表

※関連頁とは「三島市学校教育振興基本計画」の関連するページ

基本施策1：幼児教育の向上

年次計画	現状値 (H23)	現状値(H28)	目標値(H34)	関連頁※
子どもが園生活を楽しんでいると感じている保護者の割合	98%	99%	100%	P15
教職員が連携しながら保育に従事していると感じている保護者の割合	75.4%	—	90%以上	P18
職員を信頼して気軽に相談できると感じている保護者の割合	75%	—	90%以上	P20

基本施策2：小中学校における教育の充実

年次計画	現状値 (H23)	現状値(H28)	目標値(H34)	関連頁※
自分の将来の生き方について考えるようになったと感じている中学生の割合	73%	71%	85%以上	P28
学校が楽しいと感じている子どもの割合	小学生87%	87%	93%以上	P29
	中学生87%	89%	90%以上	P39
子どもがルールやマナーを守って落ち着いて生活していると感じている保護者の割合	小学校85%	—	90%以上	P29
	中学校80%	82%	90%以上	
授業がわかると感じている子どもの割合 (H26以降、授業がわかり、テストや成績が目標に達したと答えた子どもの割合)	小学生90%	82%	85%以上	P33
	中学生74%	53%	65%以上	
低学年支援員が配置されていることを認知している保護者の割合	小学校72%	—	100%	P33
不登校の出現率	小学校0.4%	0.84%	0.3%以下 1.5%以下	P39
	中学校1.7%	3.08%	0.6%以下 2.6%以下	P40
みんなで、いじめのない学級づくりをしていると感じている子どもの割合	小学生85% 中学生70%	81% 78%	90%以上 75%以上 (82%)	P40

年次計画	現状値 (H23)	現状値(H28)	目標値(H34)	関連頁※
いじめが発生した後の指導による解消率	小学校80% 中学校89%	66% 53%	90%以上 (99%) 90%以上 (95%)	P40
自校の学校教育目標の内容を理解している保護者の割合	小学校76% 中学校80%	82% 82%	85%以上 (90%) 90%以上	P43
相談事に誠実に対応する信頼できる教職員がいると感じている保護者の割合	小学校89% 中学校68%	86% 74%	90%以上 90%以上	P43
先生(学校)の対応は丁寧であると感じている保護者の割合	小学校94% 中学校91%	97% 92%	95%以上 (100%) 95%以上 (100%)	P43
PTAや地域の活動に参加したことがある子どもの割合	小学生73% 中学生44%	73% 66%	85%以上 60%以上 (70%)	P43
朝食を摂っている子どもの割合	小学生99% 中学生99%	99.1% 98.7%	100% 100%	P48
栄養バランスの整った朝食を摂っている子どもの割合	小学生68% 中学生66%	60.4% 58.5%	73%以上 70%以上	P48
学校給食の各調理場における地場産物の使用率	35%	42%	35%以上	P48
子どもたちが残す学校給食の残食率	小学生 1.3% 中学生 10.1%	1.16% 7.28%	1%以下 9.5%以下 (7%)	P48
中学校における部活動の外部コーチ(外部指導員)の人数	41人	39人	50人以上	P49 P50

基本施策3：教育環境の整備

年次計画	現状値 (H23)	現状値(H28)	目標値(H34)	関連頁※
地域の防災訓練に参加した中学生の割合	16%	46%	80%以上	P57
怪我や病気に気を付けて生活している子どもの割合	小学生84% 中学生85%	87% 89%	90%以上 90%以上	P57 P58

用語説明

か 学校関係者評価…P3

保護者、学校評議委員、地域住民、青少年健全育成関係者等をもって構成し、評価結果及びその分析に加えて、今後の改善方策について検討する機関。

環境マネジメントシステム (EMS) …P11

三島市では、全市立小中学校 21 校を含む市のすべての施設を対象範囲として三島市独自の EMS を運用している。

EMS は、企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築する仕組みをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、更にこの手順を繰り返すことによって取り組みを高めていこうとするもの。

キャリア教育…P9

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

教育課程…P3

学校（幼稚園）の目的を達成するための教育内容・教材に関する計画。

さ 就園奨励事業…P4

家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の訂正を目的に、三島市に在住で、幼稚園に在園する幼児をお持ちの保護者に対し、三島市の予算の範囲において、在園する幼稚園を通じ保育料の減免又は補助金の交付をする。なお、この制度は、三島市が国の補助を受けて国の基準に基づき実施している。

さ 就学支援委員会（就学指導委員会）…P5

※平成27年から名称変更

医師をはじめ臨床心理士・保健師・特別支援学級担任・幼稚園教諭等から構成される委員会。特別な教育的支援が必要な幼児・児童生徒について、今後の適切な指導の方向性や教育環境等について検討し、よりよい就学支援につなげていく。

巡回相談…P8

専門家（臨床心理士・臨床発達心理士）が幼稚園・小中学校へ巡回相談を実施し、不登校の児童生徒や学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒、その保護者や担任等に対し、幼児児童生徒の特性を専門的な見地から分析し具体的な支援方法等をアドバイスする。

障がい…P8

三島市が発行している第 3 期三島市障害者計画の中で、「障害」の表記について、法律などに規定されている場合を除き、「障がい」とひらがなで表記することとしている。

専門家チーム会議…P15

学校からの申し出に応じて、発達障がいの判断と対象となる児童生徒への望ましい教育的対応について、専門的な意見の提示や助言をいただく。構成メンバーには、医師をはじめ 特別支援学校教員・特別支援学級教員・LD 等通級教室担当教員・三島市保健師・臨床心理士があり、毎回 10 人程度会議に参加している（平成 29 年の現在）。

た 適応指導教室…P15

教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導・支援を行う教室。

特別支援教育…P8

平成 19 年 4 月より本格的にスタート。それまでの特殊教育対象の障がいだけでなく、その対象でなかった LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）・広汎性発達障がいなども含めた障がいのある児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、障がいのある子どもへの教育にとどまらず、障がいの有無やその他個々の違いを認識しつつ、様々な人が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

特別支援教育コーディネーター…P3

学校（幼稚園）内、または、福祉・医療などの関係機関との間の連絡調整役、あるいは保護者に対する学校の窓口の役割を担う人であり、学校（幼稚園）の校務として位置付けられているのが特徴。

道徳的实践力…P9

道徳的实践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童生徒が道徳的価値を自分の内面から自覚し、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践意欲と態度を包括するものである。

I ICT…P17

Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」と和訳される。

P PDCAサイクル…P17

一般的には、品質改善や業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつであり、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくもの。この 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

T TT…P12

チーム・ティーチングのことで、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てて指導する授業方式。チーフとなる教員が授業をリードし、サブとなる教員がチーフの指導を補充するなどの形態がある。



せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島

